

学年のチームワーク

登校拒否の傾向は年々、多様化、多発化し、欠席期間は長期化して、学校や家庭にとってもいっそう問題が深刻になっているように思います。

今年度新設された登校拒否研修会が夏休み中2日間にわたって開催されました。この会である学校の登校拒否児A子への、学年として取り組んだ事例が報告され、参加者に感銘を与えました。

- ・一人の登校拒否児を指導するために数回の学年会が開かれ、担任を中心として援助のためのチームが作られました。
- ・教育センターに担任・学年代表が来所され連携を深めました。
- ・両親とチームの先生方の話し合いや、家庭訪問が続けられました。
- ・ようやく登校をはたしたA子のために会議室が準備され、担任、教科の先生の温かい励ましや級友との交流を経て、「A子が教室に入った」という見出しで感動的な場面が報告されました。

登校拒否児への援助は担任が中心となって指

導にあたるにしても、担任の側に立って一緒に考えてくれる人がいれば心強く、気持ちの上でゆとりをもって指導することができます。また、他の先生方の意見を聞くことにより、少しでも早くその子どもに対する援助の手立てを考えることができます。スーパーバイザー的な役割を持つ人と共に考えることを通して、自分の子どもに対する理解の仕方やかかわり方を見つけることもできるのではないかと思います。

教師が子どもを見る主観的な見方には限界があります。この子どもはこうだと思った否定的なイメージはなかなか崩れるものではありません。固定化されたイメージは、しばしば教師と子ども、教師と親の人間関係を阻害する要因ともなりかねません。

学年会等で子どもに対する指導のあり方を話し合うことは、教師個々の視野を広げる手段ともなり、教師集団の仲間づくりにも発展していくものと思います。この仲間づくりが子どもたちに及ぼす影響は大きく、悩んだり、挫折している子どもたちを救う原動力にもつながるように思います。

教育センターだより

第96号

金沢市教育センター
発行者 菅波稔之
金沢市武蔵町14番31号

H 3. 11. 1



「先生、わたし、来週から毎日センターへ来ようかな。」

「そうか、毎日来たいのか。でも、どうしてそんな気持ちになったの。」

「うん。わたしが家にいると、弟と妹も学校や保育園に行きたがらないのもあるんだけど、それよりもここで友達と卓球したり、勉強しているほうが楽しいし、何だか元気が出てくるんだもん。」

これは、9月中旬「そだち」に入室した小学校五年生のA子さんとの会話の一部です。

A子さんは三人兄弟の一番上で、お母さんとの四大家族。家ではストレスがたまるかと弟や妹にそれをぶつけ乱暴することもあるので、入室にあたり、我々スタッフも心配をしました。

あれから三週間。A子さんは「そだち」での活動にも意欲的に取り組み、不安定だった心も落ち着きをみせ、毎日通いたいという希望や、元気になって学校へ行きたいという目標を担当者に語るまでになってきたのです。つまり、A

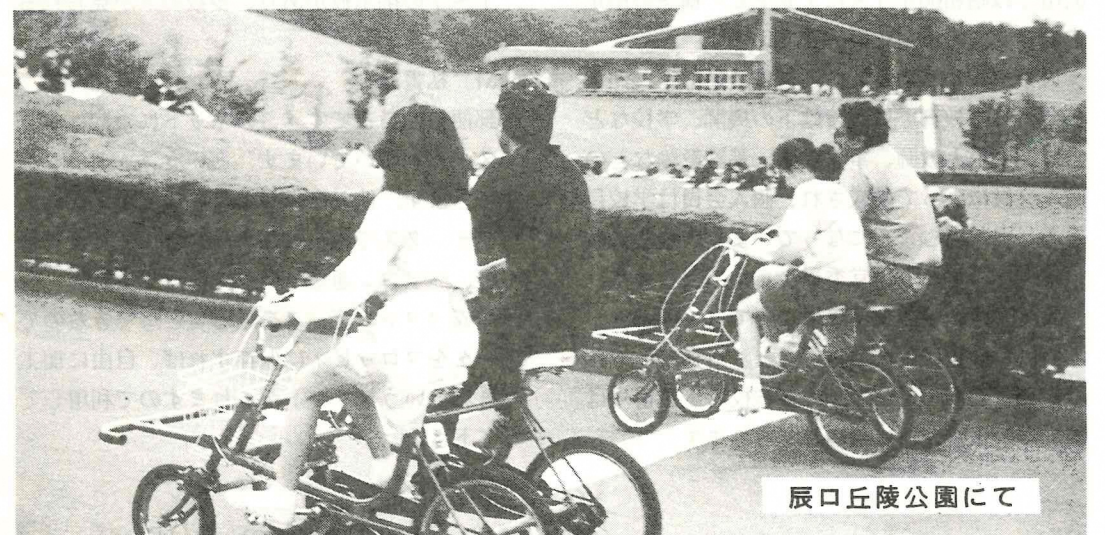
自立へのステップ

子さんは自立へのワンステップをクリアしたのです。

10月1日現在、「そだち」には5名が正式に入室し、その外に定期的に通所している子どもたちが約20名います。ですから、多い日には14.5人の子どもたちが通所し、スタッフの援助を受けながら、自らの力に応じた歩み（パソコン、ワープロ、パズル、手芸、読書、ドリル、ワークブック、ゲーム、プレイなど）で自立への道を頑張っています。

特に、中学三年生にとっては卒業を半年後に控え、進路の方向づけの季節。「そだち」に通う子どもたちにとっても避けて通ることができないことであり、どの子も真剣に担当者の助言を受けながら、新しい道を模索しています。

A子さんをはじめ、「そだち」に通う子どもたちが自由で安全な居場所で、互いに刺激し合い、勇気づけ合い、励まし合って、それぞれの自立への道にホップ・ステップ・ジャンプ、大きく歩み始めることを願わずにいられません。



辰口丘陵公園にて

教育相談の基礎

— 登校拒否への視点 —

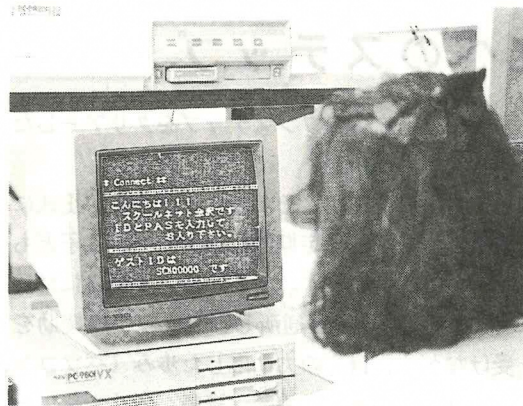
昨年にひきつづき、今年も登校拒否について述べてみたいと思います。

昨年12月、増え続ける登校拒否問題について検討を続けてきた文部省の「学校不適応対策調査研究協力者会議」が、中間報告をまとめました。

その中で4つの重要な視点を打ち出しています。以下、列挙してみましょう。

- ・特定の子どもでなく、どの子にも起こりうるという視点が重要である。
- ・学業不振、いじめ、教師への不信など、学校生活上の問題をきっかけとして登校拒否に陥ることが多く、学校、教師の努力がきわめて重要である。
- ・学校、家庭、専門機関の連携で、かなりの問題を改善できる。
- ・学校復帰が解決でなく、子どもが自立できる力を身につけることが重要なので、必要かつ適切と判断した場合は、学校以外の機関での適応指導をも検討する必要がある。

スクールネット金沢の開局のご案内



金沢市情報教育研究会では将来の教育情報オンラインネットワーク構築に向けて、情報内容、運営等を研究するために、パソコン通信ホスト局を金沢市教育センター内に設置しました。各小中学校にはすでに通信に必要な機器と通信ソフトが配備されておりますので、いつでも通信が可能な状態になっています。各学校では誰もが簡単な操作で通信できるように自動発信のセッティングをしていただきたいと思います。

教育情報オンラインネットワークとは

小中学校の教授活動を支援するためのシステムで、通信回線を利用し多くの情報の中から必要な情報を簡単に手にすることができます。金沢市では昭和60年3月にテレピア構想の指定を受けてこの事業を推進しています。

スクールネット金沢の運営について

会員は市教育委員会管轄下の機関、学校などの機関会員と教師、事務主事、養護教諭などの個人会員によって構成され、個人会員は学校長を通じ申し込むことになっています。運営には「スクールネット運営委員会」があたります。

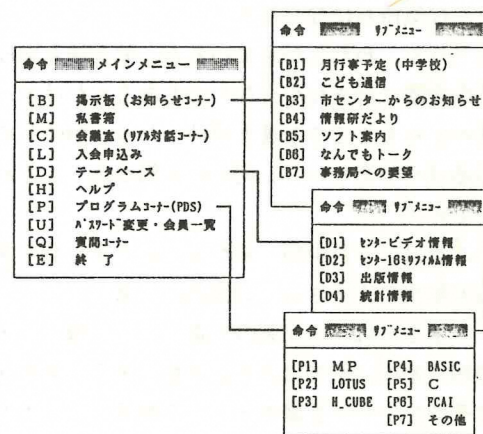
会員情報の管理と保護について

会員の情報は「ID番号」と「パスワード」の2つで区別・管理され、各学校のID番号はすでに情報研会員に通知してあります。

個人会員として申し込むまでは学校のID番号を使用して下さい。

サービスの内容

下図のようなサービス内容になっており、教師、学校間の情報交換の場として大いに利用して下さい。



上記のメニュー、サブメニューには書き込みできるものとできないもの、読み込みできるものとできないものがあります。

[B] 掲示板 (お知らせコーナー)

1～7の掲示板があり、多数の人が見られるコーナーです。

[M] 私書箱

郵便箱のことです。このネットにつなげると「メールが届いています」というメッセージがでできます。他の人は見ることはできません。

ファックスで送られたデータは加工できませんが、パソコン通信ではワープロや表計算、図形作成ソフトのデータを送ることができるので、データをフロッピーに保存すれば、自由に加工できるというメリットがありますので利用してみして下さい。

ビデオソフト自主制作にチャレンジ 金沢市高砂ビデオクラブのみなさん

いま、金沢市高砂ビデオクラブのみなさんは、ビデオソフト第1作目の完成に向けて、追い込みに入っています。作品のテーマは、「ゴミ問題」。特に、金沢市での現状を描きながら、これからの課題である資源リサイクルの具体的な活動をも取り上げ、市民への啓蒙資料として活用が望まれる作品です。

このビデオクラブは、高砂大学を卒業した人たちが、さらに学習を深め社会に貢献することを目指して自主的に集う、数多くあるクラブの中の一つで、会員数は現在9名です。

これまでも高砂大学の活動を紹介したり、他のクラブを取材したビデオを作ってきましたが、中央公民館長のすすめや今年2月市内のデパートで開催された「みんなの生活展」を訪れたことを機に、ゴミ問題を扱う作品を作ってみよう

と決められたようです。

すでに戸室新保埋立場、東部清掃工場、資源リサイクル講習会等多方面への取材を終え、現在、当センターにて映像の編集作業に連日取り組んでいるところです。



編集作業にはげむ高砂ビデオクラブ員

今・著作権!

先日、文部省よりすべての学校に、「学校及び教育関係機関におけるコンピュータ・プログラムと著作権保護について」の通知が届いたことをご存知かと思ひます。いきなりこのような書き出しで、たいへん堅苦しく感じられた方もおありかと思ひます。しかし、それほどまでにこの問題に注意が払われているのも事実です。

ある人は、「著作権の権利」と「著作物の普及」は表裏一体であると言っております。権利を守れば普及がはかどらず、普及を優先すれば権利が侵されるということです。

〈今、私たちのまわりはどうでしょう?〉

今年7月にも、当センターで「著作権の学習会」が開かれました。その中で、「法律の根底にある思想を理解していただきたい」という話がありました。他人の所有物を黙って自分のふところに入れば泥棒である。しかし、他人の苦労した知恵を黙って利用して、罪の意識を感

じる人がどれだけいるのでしょうか。

今後、コンピュータが発達し、特別な知識がなくても簡単に操作できるものができつつあります。その中で最後まで必要とされるものは、それらを扱う「モラル」ではないかと思ひます。便利になればなるほど、この部分に気を配る心のゆとりを持ちたいものです。最後に、著作権法第三十五条(学校その他の教育機関における複製)を紹介します。

「学校その他の教育機関において教育を担任する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。」

しかし、コンピュータソフトには、この「第三十五条」が適用されないようです・・・